

悪質商法から高齢者を守る！

電話による強引なカニの販売が後を絶ちません



事例

高齢の母の家に突然電話がかかり「カニを以前購入された方に、安く販売している。代引きで送るので買わないか」と言われた。業者はあいまいな返事をする母を強引に承諾させ「3日後に届くので宅配業者へ1万円を払って」と言い一方的に電話を切った。断りたいが、業者の名前も電話番号も分からない。

アドバイス

- ◇ 業者は強引な手口で買わせようとし、悪質なケースも多いようです。最近この手口は、健康食品の販売でも増加しています。
- ◇ あいまいな返事は、業者に『付け入るすき』を与えます。必要なければ、まず電話口できっぱりと断りましょう。
- ◇ 後から断ろうとしても、連絡先を言われなかったり、聞いた電話番号にかけてもつながらない業者もあります。
- ◇ 商品が届いてしまっても、受け取ったり支払いをしてはいけません。宅配業者に受取拒否を伝え、業者名・所在地・電話番号を控えておき、速やかにクーリング・オフ通知を出しましょう。（出し方は、消費生活センターにお問い合わせください。）

被害にあわないために！

- 電話での勧誘は、必要なければ **きっぱり断る**
- 注文していなければ **安易に受け取らない**
- 困ったときは、**消費生活センターに相談を**



断るときは

- 「いいません 電話を切ります」
- × 「いいです」
- × 「けっこうです」
- × 「今忙しい」



わからないことは、センターに聞いてね。

名古屋市消費生活センター

名古屋市中区栄一丁目23番13号 伏見ライフプラザ11階
 平日 TEL 052-222-9671
 土・日 TEL 052-222-9690

* 祝日年末年始を除く

相談受付時間 午前9時から午後4時15分
 (土・日は電話相談のみ)

発行 名古屋市 市民経済局 消費流通課 TEL052-972-2437